

特定医療法人制度 F A Q（改訂版）

この資料は、新たに特定医療法人の承認を受けようとする医療法人や、既に承認を受けている医療法人が毎年度要件の充足性の確認を行うに当たり、参考となる事項を質疑形式で作成したものです。

※この資料は令和元年6月1日現在の法令・通達に基づいて作成しています。

凡例

文中、文末引用の条文等の略称は、次のとおりです。

○ 法令等

- 法法・・・ 法人税法（昭和40年3月31日法律第34号）
- 法令・・・ 法人税法施行令（昭和40年3月31日政令第97号）
- 措法・・・ 租税特別措置法（昭和32年3月31日号外法律第26号）
- 措令・・・ 租税特別措置法施行令（昭和32年3月31日号外政令第43号）
- 措規・・・ 租税特別措置法施行規則（昭和32年3月31日号外大蔵省令第15号）
- 法基通・・・ 法人税基本通達

○ 用語等

- 承認申請書・・・ 「特定医療法人としての承認を受けるための申請書」をいう。
- 1号要件・・・ 租税特別措置法施行令第39条の25第1項第1号に規定する要件をいう。
- 2号要件・・・ 租税特別措置法施行令第39条の25第1項第2号に規定する要件をいう。
- 3号要件・・・ 租税特別措置法施行令第39条の25第1項第3号に規定する要件をいう。
- 4号要件・・・ 租税特別措置法施行令第39条の25第1項第4号に規定する要件をいう。
- 5号要件・・・ 租税特別措置法施行令第39条の25第1項第5号に規定する要件をいう。
- 6号要件・・・ 租税特別措置法施行令第39条の25第1項第6号に規定する要件をいう。
- 運営要件・・・ 「運営組織が適正であること」（措令39の25①二）をいう。
- 親族要件・・・ 「役員等のうち親族等の数がそれぞれの役員等の数のうちに占める割合が、いずれも3分の1以下であること」（措令39の25①二）をいう。
- モデル定款・寄附行為例
 - ・・・ 厚生労働省「平成15年10月9日付医政発第1009008号（最終改正：平成31年3月29日付医政発0329第36号）『特定医療法人制度の改正について』」に掲げる特定医療法人の定款例・寄附行為例をいう。
- 特殊関係者・・・ 3号要件の対象となる者。「法人の設立者、理事、監事、評議員その他これらの者に準ずるもの若しくは社員又はこれらの者の親族等」をいう。
- MS法人・・・ 医療関係のサービスを行う営利法人（メディカル・サービス法人）をいう。

令和元年7月

国税庁

《 目 次 》

I 承認の申請手続関係

- I - 1 特定医療法人とは、どのような法人ですか。・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- I - 2 持分の定めのない法人とは、どのような法人ですか。・・・・・・・・ 1
- I - 3 持分の定めのある社団医療法人が、特定医療法人の承認を受けることを前提として、持分の定めのない法人に移行するにはどうすればよいですか。また、どのタイミングで手続を行えばよいですか。・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- I - 4 特定医療法人の承認を受けるためには、どのような手続が必要ですか。また、相談窓口を教えてください。・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- I - 5 特定医療法人の承認を受けた場合、どの事業年度から税率の軽減措置が受けられますか。・・ 2
- I - 6 なぜ事前審査を採用しているのですか。・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
- I - 7 承認要件には、どのようなものがあるのですか。・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
- I - 8 特定医療法人の事前審査時には、どのくらいの期間の書類を準備しておけばよいですか。・・ 4
- I - 9 事前準備に当たり、特に気を付けるべきところはありますか。・・・・・・・・ 4

II 承認要件－1号要件関係

- II - 1 「厚生労働大臣の証明書」は、どうすれば入手できるのですか。・・・・ 5
- II - 2 当医療法人は既に特定医療法人の承認を受けていますが、事業年度の途中で1号要件を満たさないことが分かりました。この場合はどうすればよいですか。・・・・ 5

III 承認要件－2号要件関係

- III - 1 「運営組織が適正であること」(運営要件)とはどういうことですか。・・・・ 5
- III - 2 理事、監事、評議員その他これらの者に準ずるものの「これらの者に準ずるもの」とは、どの者のことをいいますか。・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5

- Ⅲ - 3 「役員等のうち親族等の数がそれぞれの役員等の数のうちに占める割合が、いずれも3分の1以下であること」(親族要件)は、どのように判定するのですか。…………… 6
- Ⅲ - 4 事前審査の段階では親族要件を満たしていませんが、事前審査の結果を受けて承認が受けられることとなった際には、役員等の変更を行い、親族要件を満たす予定です。問題となることがありますか。…………… 6
- Ⅲ - 5 開催した理事会等の議事録は必ず作成しなければなりませんか。…………… 6
- Ⅲ - 6 給与規程や退職金規程を整備しておらず、金額等の決定に当たっては、その都度、理事会の了承を得ることとしていますが、問題となることがありますか。…………… 7
- Ⅲ - 7 医師の確保のために、医師と個別に契約し、給与規程にない手当を支給していますが、問題となることがありますか。…………… 7
- Ⅲ - 8 理事が代表を務めるMS (メディカル・サービス) 法人を設立している場合、当該MS法人から物品の購入をする際に、理事会の議事を経ずに購入を決定していますが、問題となることがありますか。…………… 7
- Ⅳ 承認要件－3号要件関係**
- Ⅳ - 1 3号要件の対象となるのはどのような者ですか。…………… 8
- Ⅳ - 2 「特別の利益を与えないこと」とは具体的にどのようなことをいいますか。…………… 8
- Ⅳ - 3 当医療法人の理事の一人に理事長の母が就任しておりますが、近年、報酬金額の見直しをしております。母は高齢であり、毎年職務を減らしてきていますが、問題となることがありますか。…………… 8
- Ⅳ - 4 この度、理事長の子を非常勤理事として迎えることとしました。報酬の支給については、理事会に諮った上で決定する予定ですが、気を付けるべきところはありますか。…………… 8
- Ⅳ - 5 当医療法人では、役職員に対する金銭の貸付制度を設けていませんが、この度、一部の理事から臨時に金銭が必要になったとのことで、借入れの申出がありました。どのように取り扱えばよいでしょうか。…………… 9
- Ⅳ - 6 理事長の土地を病院敷地として賃借していますが、問題となることがありますか。…………… 9
- Ⅳ - 7 当医療法人では、理事長車として車両を保有しています。理事長は私用の車を持っておらず、理事長車を通勤用に利用しており、休日は自宅で保管しています。理事長車を私的に利用した場合に気を付けるべきところはありますか。…………… 9

IV - 8	社宅について、理事長への貸与を目的として住宅を借り上げており、実際に理事長が居住していますが、問題となることがありますか。．．．．．	10
IV - 9	社宅について、社宅の維持管理や社宅に住んでいる者の食事等の世話のためにハウスキーパーを雇用していますが、問題となることがありますか。．．．．．	10
IV - 10	当医療法人では業務に関連した一時的な現金持ち出しの際に仮払金の支出を認めており、理事長に対してもその支出があります。原則として毎月末までに精算することとしていますが、問題となることがありますか。．．．．．	10
IV - 11	当医療法人では交際費等の諸経費のうち少額なものの支出は、事務長（理事）による決裁で決定していますが、問題となることがありますか。．．．．．	10
IV - 12	当医療法人では資産整理の一環として、法人が保有する土地を理事長の母に売却することとしましたが、問題となることがありますか。．．．．．	11
IV - 13	当医療法人では理事長の親族を対象とした養老保険（死亡保険金の受取人を被保険者の遺族、生存保険金の受取人を法人）に加入していますが、問題となることがありますか。．．．．．	11
IV - 14	当医療法人では理事長の退任に当たり、退職慰労金の支給を検討していますが、気を付けるべきところはありますか。．．．．．	11
V 承認要件－４号要件関係		
V - 1	新たに特定医療法人としての承認を受けようと考えていますが、「解散した場合には、残余財産が国等又は他の医療法人に帰属する」旨の規定を定めるために、定款・寄附行為の変更を行う必要があるかと思えます。この変更については、どのタイミングで行えばよいですか。．．．．．	11
VI 承認要件－５号要件関係		
VI - 1	平成 30 年度税制改正において、承認要件に「帳簿書類を備え付けてこれにその取引を記録し、かつ、その帳簿書類を保存していること」が追加されましたが、どのような帳簿を作成し、どのように保存すればよいのでしょうか。．．．．．	12
VII 承認要件－６号要件関係		
VII - 1	「法令に違反する事実、その帳簿書類に取引の全部又は一部を隠蔽し、又は偽装して記録又は記載をしている事実その他公益に反する事実がないこと」について、法令違反の対象となる法令の範囲をどのように考えればよいですか。．．．．．	12

VIII その他

VIII - 1	承認を受けた後に、気を付けるべきところがありますか。	12
VIII - 2	定期提出書類を提出しなかった場合、承認はどうなりますか。	12
VIII - 3	社会医療法人の認定を受けたため、特定医療法人の承認に係る法人税率の適用を取りやめます。どのような手続が必要ですか。	13
VIII - 4	承認後において、承認要件を満たさなくなった場合、どのように取り扱われるのですか。	13
参考	特定医療法人承認要件自己チェックシート	14

承認の申請手続関係

I - 1 特定医療法人とは、どのような法人ですか。

【答】

特定医療法人とは、財団たる医療法人又は社団たる医療法人で持分の定めがないもの（清算中のものを除きます。）のうち、その事業が医療の普及及び向上、社会福祉への貢献その他公益の増進に著しく寄与し、かつ、公的に運営されていることにつき、国税庁長官の承認を受けた法人（医療法第42条の2第12項に規定する社会医療法人を除きます。）をいいます。

その承認を受けた後に終了した各事業年度の所得については、一般の医療法人の税率に代えて、19%（年800万円以下の部分は、一般の医療法人と同じ15%（※））の税率により法人税を課すこととされています（措法42の3の2④四、67の2①）。

（※）平成31年4月1日以後に開始する事業年度にあつては、適用除外事業者（措法42の4⑧八）に該当しない場合に限り、軽減税率の特例措置（15%）が適用されます。

なお、適用除外事業者とは、その事業年度開始の日前3年以内に終了した各事業年度の所得金額の平均が15億円を超える法人をいいます。

I - 2 持分の定めのない法人とは、どのような法人ですか。

【答】

社団医療法人であつて、その定款に、社員が持分を有する旨の定め（例：社員資格を喪失した場合の出資額に応じた払戻しに関する規定、解散時の残余財産の出資額に応じた分配に関する規定）を一切設けておらず、かつ、現に持分が一切存在しないものをいいます。

I - 3 持分の定めのある社団医療法人が、特定医療法人の承認を受けることを前提として、持分の定めのない法人に移行するにはどうすればよいですか。また、どのタイミングで手続を行えばよいですか。

【答】

特定医療法人の承認を受けることを前提とした持分の定めのない法人への移行は、①出資者から持分の放棄の申出を受けた上で、②定款から持分の定めを削除することにより完了します。

この手続を行うタイミングは、事前審査によって国税当局より持分に関する要件以外の承認要件を満たしていることの内定を得た後から承認申請書を提出するまでの間になりますので、この期間に手続を終了していただく必要があります。

なお、4号要件（※）を満たすための定款変更についても、併せてこのタイミングで行う必要があります。

また、内定した後、承認申請書を提出する際は、添付書類に加えて、出資者から提出された持分放棄申出書の写し、定款変更時の社員総会の議事録の写し、定款等変更に係る都道府県からの認可通知の写し（定款等の新旧対照表を含む。）、持分がなくなった（資本金等の額がゼロとなった）旨の異動届出書を提出してください。

（注）1 スムーズな移行を行うために、事前審査を受ける前に、各出資者から特定医療法人の承認を得られることとなった場合には出資持分の放棄をすることについてあらかじめ同意を得ていただくなど、出資者の理解を得ておくことが望ましいといえます。

2 定款・寄附行為の変更については、所轄の都道府県知事の認可が必要になりますので、認可の申請を行ってください。

※ 4号要件については、V - 1を参照してください。

I - 4 特定医療法人の承認を受けるためには、どのような手続が必要ですか。また、相談窓口を教えてください。

【答】

平成 15 年度税制改正において特定医療法人制度が改正され、平成 15 年 4 月 1 日から特定医療法人の承認は国税庁長官（改正前は財務大臣）が行うこととなりました。

これを受け、国税庁では、特定の医療法人の法人税率の特例の適用を受けるための申請手続に関して、財務省で行っていた審査方法と同様に、正式な承認申請書の提出前に事前審査を行うこととしております。

事前審査は各国税局（沖縄国税事務所を含みます。）で行いますので、申請をお考えの方は納税地を所轄する国税局の担当部署（www.nta.go.jp/taxes/tetsuzuki/shinsei/annai/iryo/anna/data/02.htm）まで連絡していただき、事前審査の申出を行ってください。

なお、事前審査の申出については、遅くとも**法人税率の特例の適用を受けようとする事業年度終了の日前 6 月前（3 月決算の医療法人の場合には前年の 9 月末）**までに行うようお願いいたします。それ以後に申出をされた場合には、申出日を含む事業年度から法人税率の特例の適用は受けられないおそれがありますので、ご注意願います。

また、厚生労働省ホームページ（www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000150313.html）において、特定医療法人への移行手続や特定医療法人のモデル定款等の情報が掲載されていますので、そちらも参考にしてください。

※ 承認要件については、I - 7を参照してください。

【参考：3月決算の医療法人の場合の審査スケジュール】

- ① 9 月末までに、国税局に事前審査の申出を行います。
「事前審査時に用意する書類一覧表」
（www.nta.go.jp/taxes/tetsuzuki/shinsei/annai/iryo/annai/data/03.htm）
- ② 国税局では、承認要件を充足しているかにつき、事前に提出された書類に加え、直接医療法人に伺い、具体的な審査を行った上で、おおむね 12 月下旬までに審査結果を医療法人宛に連絡します。
- ③ 承認内定の連絡があった場合には、都道府県に定款変更の申請を行い、翌年 1 月末までに所轄税務署に承認申請書及び添付書類を各 3 部提出します。
- ④ 3 月末までに「特定医療法人の承認申請の承認通知書」が国税庁から医療法人宛に送付されます。

I - 5 特定医療法人の承認を受けた場合、どの事業年度から税率の軽減措置が受けられますか。

【答】

事前審査及び承認申請書の審査を経て特定医療法人の承認を受けた場合には、承認を受けた

後に終了した事業年度から税率の軽減措置を受けることができます（措法 67 の 2 ①）。

例えば、3 月 31 日決算の医療法人が令和 2 年 3 月中に特定医療法人の承認を受けた場合には、令和 2 年 3 月期から税率の軽減措置の適用を受けることができます。

なお、承認の通知書は、国税庁より申請法人の納税地宛に送付されます。

I - 6 なぜ事前審査を採用しているのですか。

【答】

特定医療法人の承認を受けるためには、承認要件を満たす必要がありますが、申請に当たり、定款やその他諸規程の整備が必要であることを考慮して、事前審査・内定方式を採用しています。

また、持分の定めのある医療法人については、持分の定めのない医療法人へ移行するために出資持分の放棄が必要ですが、出資持分を放棄した後に特定医療法人の承認が受けられなかった場合に、持分の定めのある医療法人に戻ることができないなど、申請法人に与える影響が大きいことも事前審査を採用している理由です。

I - 7 承認要件には、どのようなものがあるのですか。

【答】

承認要件としては次のものがあります（措法 67 の 2 ①、措令 39 の 25 ①）。

（前提）

財団たる医療法人又は持分の定めのない社団たる医療法人であること。

（1 号要件）

事業及び医療施設が医療の普及及び向上、社会福祉への貢献その他公益の増進に著しく寄与するものとして厚生労働大臣が財務大臣と協議して定める基準を満たすものである旨の厚生労働大臣の証明書の交付を受けること。

【厚生労働大臣の証明事項】

① 次に掲げる収入金額の合計額が、全収入金額の 80% を超えること。

イ 社会保険診療に係る収入金額

ロ 健康診査に係る収入金額

ハ 厚生労働大臣が定める一定の予防接種に係る収入金額

ニ 助産に係る収入金額

ホ 介護保険法の規定による保険給付に係る収入金額

ヘ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の規定による障害福祉サービスに係る収入金額

② 自費患者に対し請求する金額が、社会保険診療報酬と同一の基準により計算されること。

③ 医療診療により収入する金額が、医師等の給与、医療の提供に要する費用等患者のために必要な経費の額に 1.5 を乗じて得た額の範囲内であること。

④ 役職員 1 人につき年間の給与総額が 3,600 万円を超えないこと。

⑤ 病院開設の場合はイ又はロ、診療所のみ開設の場合はハに該当する医療施設を有すること。

イ 40 人以上（専ら皮膚泌尿器科、眼科等の診療を行う病院は 30 人以上）の患者を入院させるための施設

ロ 救急病院である旨を告示されている施設

ハ 救急診療所である旨を告示され、かつ、15 人以上の患者を入院させるための施設

⑥ 各医療施設ごとに差額ベッド数の比率が30%以下であること。

※ 平成31年厚生労働省告示第152号 (www.mhlw.go.jp/content/10800000/000522012.pdf)
により改正された平成15年厚生労働省告示第147号「租税特別措置法施行令第39条の25第1項第1号に規定する厚生労働大臣が財務大臣と協議して定める基準」(www.mhlw.go.jp/content/10800000/000306796.pdf)をご確認ください。

なお、不明な点については医療法人の主たる事務所を管轄する各地方厚生局管理課へお問い合わせください。

(2号要件)

運営組織が適正であるとともに、役員等のうち親族等の数がそれぞれの役員等の数のうちに占める割合が、いずれも3分の1以下であること。

(3号要件)

特殊関係者に対して、財産の運用や事業の運営に関して特別の利益を与えないこと。

(4号要件)

定款・寄附行為に、医療法人が解散した場合には、残余財産が国等又は他の医療法人（財団たる医療法人又は社団たる医療法人で持分の定めがないものに限る。）に帰属する旨の定めがあること。

(5号要件)

その経理に関し次のイ及びロの基準に適合していること。

イ 帳簿書類を備え付けてこれにその取引を記録し、かつ、その帳簿書類を保存していること。

ロ 支出した金銭でその費途が明らかでないものがあることその他の不適正な経理が行われていないこと。

(6号要件)

法人について、法令に違反する事実、その帳簿書類に取引の全部又は一部を隠蔽し、又は仮装して記録又は記載をしている事実その他公益に反する事実がないこと。

I - 8 特定医療法人の事前審査時には、どのくらいの期間の書類を準備しておけばよいですか。

【答】

原則として、承認申請を行った申請事業年度及び過去3事業年度について要件を満たしているか確認しますので、その期間の書類を準備しておいてください。

なお、1号要件においては、申請時の直前に終了した事業年度の証明書を取得しておいてください。

また、過去3事業年度より以前に作成された書類であっても、例えば、現在も賃貸借している不動産に係る賃貸借契約書のように、現在の取引にも効果が及んでいるものは、確認の対象となりますので、関連する書類を準備しておいてください。

I - 9 事前準備に当たり、特に気を付けるべきところはありますか。

【答】

特に注意すべき事項については、P14の「特定医療法人承認要件自己チェックシート」に列挙しておりますので、こちらで承認要件を満たすか事前審査時に参考としてください。

II 承認要件－1号要件関係

II - 1 「厚生労働大臣の証明書」は、どうすれば入手できるのですか。

【答】

証明書を入手するためには、都道府県及び地方厚生局へ申請し、証明書の交付手続を行う必要があります。

詳細は、厚生労働省「平成 15 年 10 月 9 日付医政指発第 1009001（最終改正：平成 31 年 3 月 29 日医政支発 0329 第 2 号）『租税特別措置法施行令第 39 条の 25 第 1 項第 1 号に規定する厚生労働大臣が財務大臣と協議して定める基準を満たすものである旨の証明書等の様式の制定について』（www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000150313.html）及び同省ホームページ「特定医療法人 F A Q」（www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-10800000-Iseikyoku/file.pdf）を参照してください。

II - 2 当医療法人は既に特定医療法人の承認を受けていますが、事業年度の途中で 1 号要件を満たさないことが分かりました。この場合はどうすればよいですか。

【答】

既に承認を受けている特定医療法人が、その事業年度中に要件を満たさないことが分かった場合は、「特定医療法人の法人税率の特例の適用の取りやめの届出書」（www.nta.go.jp/taxes/tetsuzuki/shinsei/annai/iryo/annai/03.htm）を、その事業年度の末日までに納税地の所轄税務署長を経由して、国税庁長官に提出してください（3 部提出）。この場合、提出の日以後に終了する事業年度の所得については、承認の効力を失いますので税率の軽減のない一般の医療法人の税率で税額を計算することとなります（措法 67 の 2⑤、措令 39 の 25⑥、措規 22 の 15②）。

なお、再び特定医療法人となるための申請は、「特定医療法人の法人税率の特例の適用の取りやめの届出書」を提出した日の翌日から 3 年を経過した日以後でなければ行うことはできません（措令 39 の 25④）。

（注） 仮に特定医療法人が自ら「特定医療法人の法人税の特例の適用の取りやめの届出書」を提出しない場合であっても、要件を満たさなくなったのであれば、その時まで遡って、国税庁長官からこの承認が取り消されます（措法 67 の 2②）。

III 承認要件－2号要件関係

III - 1 「運営組織が適正であること」（運営要件）とはどういうことですか。

【答】

特定医療法人は、その事業が医療の普及及び向上、社会福祉への貢献その他公益の増進に著しく寄与し、かつ、公的に運営されていることが求められているため、こうした制度の趣旨を満たすことができる機能をもった運営組織が必要とされているところです（措法 67 の 2①、措令 39 の 25①二）。したがって、モデル定款・寄附行為例（www.mhlw.go.jp/content/10800000/000306792.pdf）に準じた定款その他諸規程を備えており、それらに基づいて組織が構成又は運営されていることなどにより判定します。

III - 2 理事、監事、評議員その他これらの者に準ずるものの「これらの者に準ずるもの」とは、どの者のことをいいますか。

【答】

「これらの者に準ずるもの」とは、その法人内における地位、職務等から見て、実質的に、理事、監事、評議員と同等と認められる者をいいます。

Ⅲ - 3 「役員等のうち親族等の数がそれぞれの役員等の数のうちに占める割合が、いずれも3分の1以下であること」（親族要件）は、どのように判定するのですか。

【答】

この3分の1以下であるかどうかの判定は、役員等の種別ごとに判定を行います。

例えば、理事が6人、評議員12人のうち、理事2人と評議員2人のあわせて4人が親族関係にある場合、親族等の割合は、理事は6人のうち2人ですので3分の1、評議員は12人のうち2人ですので6分の1と判定します。

なお、親族等の判定の際は、判定の基準となる人物が役員であることを要しませんので、例えば、理事の配偶者が法人の役員でない場合であっても、その配偶者を判定の基準として見たときに、役員である親族等の数が理事の数の3分の1より多ければ、親族要件を満たさないこととなります。

(注) 個別のケースの判断につきましては、各国税局の担当部署へご相談ください。

Ⅲ - 4 事前審査の段階では親族要件を満たしていませんが、事前審査の結果を受けて承認が受けられることとなった際には、役員等の変更を行い、親族要件を満たす予定です。問題となることがありますか。

【答】

特定医療法人の承認審査は事前審査・内定方式を採用しており、事前審査において承認要件を満たしているかを確認していますので、原則として、事前審査の際には、親族要件も満たしていることが必要です。

なお、親族要件以外の承認要件が全て満たされており、内部けん制が働いているなど、運営組織が適正と認められる場合において、既に新たに就任を予定している者が存在し、その就任をもって承認要件の全てを満たすと認められるときには、承認要件を満たすものとして取り扱うこととしています。

(注) 既に役員等への就任を予定していることについては、例えば、その者から内諾書の提出を受ける等により、客観的に事実関係を明らかにしておくようお願いします。

Ⅲ - 5 開催した理事会等の議事録は必ず作成しなければなりませんか。

【答】

医療法では、社員総会及び理事会並びに評議員会の議事について、一定の事項を記載した議事録を作成しなければならないとされていますので、必ず作成してください。さらに、特定医療法人の承認に当たっては、厚生労働省が示しているモデル定款・寄附行為例（Ⅲ - 1 参照）に準じた定款その他諸規程を備え、それらに従って組織が運営されていることや、その定款等に沿った内部けん制が十分に行われているかという観点から、運営組織が適正かどうかを判断していません（医療法第46条の3の6、第46条の4の7、モデル定款第27、42、55条、寄附行為例第27、42条）。

Ⅲ - 6 給与規程や退職金規程を整備しておらず、金額等の決定に当たっては、その都度、理事会の了承を得ることとしていますが、問題となることがありますか。

【答】

給与規程や退職金規程は、法人が支出する給与や退職金が適正な手続に基づく支出であることを証するものであり、特定医療法人の承認に当たっては、これらの規程を備え、かつ、これらの規程に従って支給されていることを確認しています。したがって、備えるべき諸規程を備えていないケースのほか、諸規程を備えていたとしてもその規程によらずに法人の事業運営がなされているケースについては、原則として、要件を満たさないこととなります。

なお、諸規程の策定時に予定していない事象が生じた結果、やむを得ず臨時の理事会等で協議をして事業運営を行う場合には、そのように至った事情等を議事録等に残すなど、事業運営が適正に行われていることを明らかにしておいてください。

また、給与や退職金の支給対象者が特殊関係者（※）に当たる場合は、その者に特別の利益を与えていないかどうかの観点からも判断しますので注意してください。

※ 特殊関係者については、Ⅳ - 1を参照してください。

Ⅲ - 7 医師の確保のために、医師と個別に契約し、給与規程にない手当を支給していますが、問題となることがありますか。

【答】

給与規程にない手当の支給は運営組織が適正とはいえない場合がありますので、このケースのように個別に契約する場合であっても、原則として、給与規程の範囲内で契約することが望ましいといえます。

なお、多種多様な勤務条件や医師のキャリアによる差異により、その契約内容も種々あるため、諸規程の策定時に予定していない事象が生じた結果、やむを得ず臨時の理事会等で協議をして事業運営を行う場合には、そのように至った事情等（医師との交渉内容、支給額決定の経緯等）を議事録等に残すなど、事業運営が適正に行われていることを明らかにしておいてください。

また、医師が特殊関係者（※）に当たる場合は、その者に特別の利益を与えていないかどうかの観点からも判断する必要がありますので注意してください。

※ 特殊関係者については、Ⅳ - 1を参照してください。

Ⅲ - 8 理事が代表を務めるMS（メディカル・サービス）法人を設立している場合、当該MS法人から物品の購入をする際に、理事会の議事を経ずに購入を決定していますが、問題となることがありますか。

【答】

医療法人の役員が営利法人の役員を兼務することは、医療法人に求められる非営利性の観点から、適当でないとされています。ただし、厚生労働省「平成5年2月3日付総第5号・指第9号（最終改正：平成24年3月30日付医政総発0330第4号・医政指発0330第4号）『医療機関の開設者の確認及び非営利性の確認について』」第一1(2)④ (www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/isei/igyoku/igyokeiei/tuchi/050203.pdf)において、例外的に可能となる場合があります。

なお、取引内容については、関係事業者との取引の状況に関する報告書等を作成のうえ、都道

府県知事に対し報告が必要です（医療法第 51 条第 1 項及び第 52 条第 1 項）（詳しくは、厚生労働省医政局医療経営支援課へお問い合わせください。）。

また、兼務する場合は、いわゆる利益相反取引になりますので、医療法第 46 条の 6 の 4 の規定により、事前に理事会での承認が義務付けられていることから、必ず理事会の議事に諮るとともに、議事録に記録することが必要です。したがって、事前に理事会で承認を経ない場合や、必要な議事録を記録していない場合は、原則として、2号要件を満たさないこととなります。

さらに、理事会の議事を経たとしても、それが一部の者によって個人的に使用されている場合は、特別の利益を与えていると認められ、3号要件を満たさないこととなります。

IV 承認要件－3号要件関係

IV - 1 3号要件の対象となるのはどのような者ですか。

【答】

3号要件の対象となる特殊関係者とは、医療法人の設立者、役員等（理事、監事、評議員その他これらの者に準ずるもの）若しくは社員又はこれらの者の親族等をいいます（措令 39 の 25①三）。

IV - 2 「特別の利益を与えないこと」とは具体的にどのようなことをいいますか。

【答】

医療法人の特殊関係者に対し、根拠なく不相応な利益を与えないことをいいますが、特別の利益は、給与等の金銭的利益に限るものではなく、手続上の優遇措置なども該当します。

また、MS法人などの関連法人を通じて、特殊関係者に特別の利益を与えている場合も該当します。

特別の利益を与えているとされる例については、P14 の「特定医療法人承認要件自己チェックシート」中段に列挙していますので参照してください。

IV - 3 当医療法人の理事の一人に理事長の母が就任しておりますが、近年、報酬金額の見直しをしておりません。母は高齢であり、毎年職務を減らしてきていますが、問題となることがありますか。

【答】

医療法人が支給している役員報酬の金額が、その役員が行っている職務の内容に照らし高額と認められる場合には、特別の利益を与えていることとなります。

IV - 4 この度、理事長の子を非常勤理事として迎えることとしました。報酬の支給については、理事会に諮った上で決定する予定ですが、気を付けるべきところがありますか。

【答】

医療法人が支給している役員報酬の金額が、その役員が行っている職務の内容に照らし高額と認められる場合には、特別の利益を与えていることとなります。

なお、監事に対する報酬についても、同様の考え方になります。

また、役員報酬の額が適正といえるかどうかについては、例えば、医師と理事を兼務している者について、医師業務従事部分と理事職務従事部分のそれぞれに係る報酬金額を合理的に算定

し、支給しているときは、特別の利益は与えていないと判断されます。

IV - 5 当医療法人では、役職員に対する金銭の貸付制度を設けていませんが、この度、一部の理事から臨時に金銭が必要になったとのことで、借入れの申出がありました。どのように取り扱えばよいでしょうか。

【答】

厚生労働省から公表されている医療法人の附帯業務に関する通知によると、役職員への金銭等の貸付けは、福利厚生として、全役職員を対象とした貸付けに関する内部規定を設けて行う必要があるとされ、一部の役職員に対する貸付け及び貸付規定を設けていない場合の臨時の貸付けは、認められていません（※）。このような貸付けは、特殊関係者に対して特別な利益を与えることになり、3号要件に抵触すると考えられますので、福利厚生規程等を設けた上で、制度に基づいた貸付けを実施する必要があります。

※ 厚生労働省「平成19年3月30日付医政発第0330053号（最終改正：平成31年3月29日付医政発0329第36号）『医療法人の附帯業務について』」別表留意事項1（www.mhlw.go.jp/content/000512824.pdf）

IV - 6 理事長の土地を病院敷地として賃借していますが、問題となることがありますか。

【答】

賃借に当たっては、市場価額等に照らして適正な価額による賃借であることが必要であり、合理的な理由がなく、適正な価額よりも高額な賃借料を支払っていると認められる場合は、特別の利益を与えていることとなります。そのため、賃借料については、契約更新時などに限らず、随時見直しをするようにしてください。

また、法人の業務に不必要な土地等を借り受け、賃借料を支払っているような場合においても、同様に特別の利益を与えていることとなりますので注意してください。

IV - 7 当医療法人では、理事長車として車両を保有しています。理事長は私用の車を持っておらず、理事長車を通勤用に利用しており、休日は自宅で保管しています。理事長車を私的に利用した場合に気を付けるべきところはありますか。

【答】

原則として、法人の車両（理事長車等）は、業務に使用するために法人が購入・使用するものであり、私的に購入・利用すべきものではありません。そのため、法人として車両を購入・使用する際には、法人の業務における必要性を十分に検討した上で、適正な手続（購入稟議の作成、しかるべき役職によるチェック体制等）をとるようにしてください。このケースのように法人の車両を私的に利用した場合は、使用者に対して合理的に算定した使用料の負担を求める必要があります。

なお、使用状況によっては、ガソリン代等の実費分だけでなく、その取得費や維持費などを加味したところで使用料の負担額を算定することも必要となりますので、使用状況を確認できる書類を法人内で保管するようにしてください。

また、使用者に使用料を負担させていたとしても、IV - 2に記載のとおり、手続上の優遇措置も特別の利益に該当しますので、業務上の必要性その他合理的な理由なく理事長のみに私的

利用をさせているような場合には、特別の利益を与えていることとなります。

IV - 8 社宅について、理事長への貸与を目的として住宅を借り上げており、実際に理事長が居住していますが、問題となることがありますか。

【答】

一般的に、社宅は、法人が職員に対し、業務上の必要性や職員等の福利厚生のために貸与する住宅と考えられます。そのため、業務上の必要性がないにもかかわらず、理事長などの特殊関係者のみを居住させるために社宅を用意していると認められる場合には、その者に特別の利益を与えていることとなります。

なお、全従業員を対象とした社宅であっても、特殊関係者を根拠なく優先的に居住させていると認められる場合や、無償又は著しく低い金額で貸与していると認められる場合には特別の利益を与えていることとなりますので注意が必要です。

社宅の貸与に当たっては、業務上の必要性や福利厚生施設として規程に沿って貸与していることが合理的に説明できるようにしておいてください。

IV - 9 社宅について、社宅の維持管理や社宅に住んでいる者の食事等の世話のためにハウスキーパーを雇用していますが、問題となることがありますか。

【答】

社宅の維持管理等については、法人が負担することに合理的な理由があるかどうかのポイントとなります。したがって、居住者が負担すべきものについてまで法人が負担していないか、あるいは、社宅の利用者が特殊関係者に限られていないか等について、十分に確認をしてください。

IV - 10 当医療法人では業務に関連した一時的な現金持ち出しの際に仮払金の支出を認めており、理事長に対してもその支出があります。原則として毎月末までに精算することとしていますが、問題となることがありますか。

【答】

特殊関係者に対し、業務に関係のない仮払金を支出していると認められる場合には、特別の利益を与えていることとなります。

また、業務に関係のある仮払金であっても、精算が長期間なされておらず、実質的な貸付金や給与であると認められる場合には、特別の利益を与えていることとなりますので注意してください。

IV - 11 当医療法人では交際費等の諸経費のうち少額なものの支出は、事務長（理事）による決裁で決定していますが、問題となることがありますか。

【答】

法人の規則で定められた決裁基準に基づくもので、かつ、特定の役員の自由裁量で行われるものでなければ、原則として、問題はありません。

なお、諸経費の中に法人の業務に関係のない費用の支出がある場合には、その支出の内容に応じ、特殊関係者に対して特別の利益を与えているかどうかの判断を行うこととなります。

IV - 12 当医療法人では資産整理の一環として、法人が保有する土地を理事長の母に売却することとしましたが、問題となることがありますか。

【答】

特殊関係者に対し土地を売却する場合、その売却によって特別の利益を与えているかどうかは、売却に至った事情や経緯、売却価額の適正性等により判断することになります。したがって、特に、法人の特殊関係者との間で取引を行おうとする場合には、単に、理事会で決議をしたかどうかということだけでなく、その者と取引をするに至った事情や売却価額の決定プロセスについて明らかにしておく必要があります。

IV - 13 当医療法人では理事長の親族を対象とした養老保険（死亡保険金の受取人を被保険者の遺族、生存保険金の受取人を法人）に加入していますが、問題となることがありますか。

【答】

理事長の親族など特殊関係者のみを対象に、合理的な理由なく保険契約に加入している場合には、その者に対して特別の利益を与えていることになります。

また、職員を対象にした保険契約に加入する場合には、内部規程等において加入の資格や方法を明らかにしておく必要があります。

IV - 14 当医療法人では理事長の退任に当たり、退職慰労金の支給を検討していますが、気を付けるべきところはありますか。

【答】

医療法人の理事長が退任する場合の退職慰労金の支給については、規程に基づいた支給であること、かつ、支給額については、理事長として従事した期間、退任の事情等を踏まえて、適正な金額であることが必要です。

なお、理事長退任後においても、引き続き、実質的にその医療法人の経営上主要な地位を占めており、職務の状況からみて退任の事実がないと認められる場合には、退職金としての支給ではなく、臨時的な給与（賞与）であり、特別な利益を与えていると判断されることもありますので注意してください。

（参考）法基通 9-2-32「役員の方掌変更等の場合の退職給与」（www.nta.go.jp/law/tsutatsu/kihon/hojin/09/09_02_07.htm）

V 承認要件－4号要件関係

V - 1 新たに特定医療法人としての承認を受けようと考えていますが、「解散した場合には、残余財産が国等又は他の医療法人に帰属する」旨の規定を定めるために、定款・寄附行為の変更を行う必要があるかと思えます。この変更については、どのタイミングで行えばよいですか。

【答】

定款・寄附行為の変更のタイミングは、事前審査によって国税当局より4号要件及び持分の定めのない法人であること以外の承認要件を満たしていることの内定を得た後から承認申請書を提出するまでの間になりますので、この期間に手続を終了していただく必要があります。

なお、定款・寄附行為の変更については、所轄の都道府県知事の認可が必要になりますので、

認可の申請を行ってください。

(注) 定款・寄附行為の変更のタイミングと合わせて、持分の定めのある医療法人については出資持分の放棄を行う必要があります。詳しくはI - 3を参照してください。

VI 承認要件－5号要件関係

VI - 1 平成30年度税制改正において、承認要件に「帳簿書類を備え付けてこれにその取引を記録し、かつ、その帳簿書類を保存していること」が追加されましたが、どのような帳簿を作成し、どのように保存すればよいのでしょうか。

【答】

「取引の記録及び帳簿書類の保存」とは、全ての取引を仕訳帳、総勘定元帳その他必要な帳簿に記載するとともに、取引の相手方との間で授受したその取引に関する書類を保存等することをいいます（措規22の15①、法規53～59）。

5号イの要件は、青色申告法人並みの取引の記録及び帳簿書類の保存を求めるものであり、特殊な帳簿の作成等を求めるものではありません。したがって、既に青色申告の承認を受け取引の記録及び帳簿書類の保存が適正に行われている法人にあっては、特に対応は必要ないものと考えられます。

VII 承認要件－6号要件関係

VII - 1 「法令に違反する事実、その帳簿書類に取引の全部又は一部を隠蔽し、又は仮装して記録又は記載をしている事実その他公益に反する事実がないこと」について、法令違反の対象となる法令の範囲をどのように考えればよいですか。

【答】

法令の範囲については、特定医療法人の承認が、「その事業が医療の普及及び向上、社会福祉への貢献その他公益の増進に著しく寄与し、かつ、公的に運営されている」法人に対して行われるものであることを踏まえ、これに抵触する法令違反について幅広く適用されることとなります。

VIII その他

VIII - 1 承認を受けた後に、気を付けるべきところはありますか。

【答】

特定医療法人の承認を受けた医療法人は、各事業年度の終了の日の翌日から3か月以内に承認要件を満たしていることを証する書類（定期提出書類）を国税庁長官に提出することとされています（措令39の25⑤、措規22の15③）。

なお、提出の際は、P14の「特定医療法人承認要件自己チェックシート」を参考に、引き続き承認要件を満たしているか確認してください。

VIII - 2 定期提出書類を提出しなかった場合、承認はどうなりますか。

【答】

定期提出書類が期限までに提出されない場合は、承認要件を満たしているかどうか確認できないとともに、法令で定められた提出義務を果たしておらず、6号要件（法令違反）を満たして

いないことにもなります。万が一、何らかの事情により提出が遅れることが見込まれる場合には、その旨を速やかに所轄の国税局に連絡してください。

Ⅷ - 3 社会医療法人の認定を受けたため、特定医療法人の承認に係る法人税率の適用を取りやめます。どのような手続が必要ですか。

【答】

特定医療法人に係る法人税率の適用を取りやめる場合は、「特定医療法人の法人税率の特例の適用の取りやめの届出書」(www.nta.go.jp/taxes/tetsuzuki/shinsei/annai/iryo/annai/03.htm)を、社会医療法人の認定を受けた日を含む事業年度の末日までに、納税地の所轄税務署長を経由して、国税庁長官に提出してください（3部提出）（措法67の2⑤）。

なお、法人税法上、社会医療法人は公益法人等に該当しますので、特定医療法人が社会医療法人の認定を受けた場合には、事業年度開始の日からその認定を受けた日の前日までの期間は特定医療法人として申告し、その認定を受けた日から事業年度終了の日までの期間は、収益事業を行う場合に限り社会医療法人（公益法人等）として申告することになります（法法14①二十、法令5）。

Ⅷ - 4 承認後において、承認要件を満たさなくなった場合、どのように取り扱われるのですか。

【答】

特定医療法人は、承認要件を常に満たすことが求められていることから、承認要件を満たさなくなった場合は、承認を取り消されることとなります。

なお、承認は、承認要件を満たさなくなったと認められる時まで遡って取り消すものとされています（措法67の2②）。過去に遡って承認の取消しを受けた場合は、取消しの対象となった事業年度以降は税率の軽減を受けることはできませんので、一般の医療法人の税率で税額を計算した上で修正申告書を提出する必要があります。

基本項目		適正	
定款（案）等において、持分の定めがない旨を規定しているか		<input type="checkbox"/>	
※ 申請書提出の日が取消日の翌日から3年を経過しているか		<input type="checkbox"/>	
※ 前事務年度以前にも事前審査を受けている場合、その際の指摘事項を改善したことが確認できる書面は提出されているか		<input type="checkbox"/>	
1号要件（証明書の交付を受けること）			
厚生労働省から証明書の交付を受けているか		<input type="checkbox"/>	
2号要件（運営組織が適正であること）			
厚生労働省が発遣する医療法人関係通知等に従い運営されているか		<input type="checkbox"/>	
モデル定款・寄附行為例に準じた定款（案）等を備えており、諸規程の内容が適正なものになっているか		<input type="checkbox"/>	
理事6人、監事2人、評議員12人以上になっているか		<input type="checkbox"/>	
理事、監事、評議員その他これらの者に準ずるもの（以下「役員等」という。）のうち、親族関係を有する者及びこれらと特殊の関係がある者（以下「親族等」という。）の数がそれぞれの役員等の数のうちに占める割合が、いずれも3分の1以下であるか		<input type="checkbox"/>	
定款その他諸規程に従って理事会等を開催しているか		<input type="checkbox"/>	
理事会等が開催された都度、議事録を作成しているか		<input type="checkbox"/>	
2号要件（運営組織が適正であること）		適正	
3号要件（役員等への特別の利益がないこと）		二号	三号
給 与 等 の 支 給	役員や役員の親族等に対して、不相当に高額な給与が支給されていないか	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	医師や職員の給与（賞与、退職金を含む。）が給与規程に基づき支給されているか	<input type="checkbox"/>	
	特殊な事情により規程に基づかない採用をするときは、理事会等に諮った上で個別契約を結んでいるか	<input type="checkbox"/>	
	役員報酬の金額について、社員総会等の承認を得ているか	<input type="checkbox"/>	
	住宅手当の支給及び住居費の徴収は福利厚生規程等に基づき適正に行われているか	<input type="checkbox"/>	
	その他の各種手当について、規程に基づき適正に支給されているか	<input type="checkbox"/>	
資 産 の 運 用	役員や役員の親族等の個人的な費用を法人が負担していないか		<input type="checkbox"/>
	住宅貸付、福利厚生設備の利用について、職員全員に周知され、福利厚生規程等に基づき適正に行われているか	<input type="checkbox"/>	
	役員や役員の親族等のみに住宅、設備を利用させている又は他の従業員に比し有利な条件で利用させていないか		<input type="checkbox"/>
	法人の所有する資産を役員や役員の親族等に無償又は著しく低い価額で譲渡していないか		<input type="checkbox"/>
	役員や役員の親族等から資産を過大な賃貸料で借り受けていないか		<input type="checkbox"/>
金 銭 の 貸 借	役員や役員の親族等から資産を過大な対価で譲り受けていないか		<input type="checkbox"/>
	役員や役員の親族等から法人の事業上必要のない資産を取得・賃借していないか		<input type="checkbox"/>
	役職員への貸付金は、契約書を作成し、適正な利息を徴収しているか	<input type="checkbox"/>	
	役職員への貸付金は全員に周知され、福利厚生規程等に基づき適正に行われているか	<input type="checkbox"/>	
	役員や役員の親族等に対する貸付けは、他の従業員に比し有利な条件となっていないか		<input type="checkbox"/>
そ の 他	役員や役員の親族等からの金銭の貸借に当たって、過大な利息を支払っていないか		<input type="checkbox"/>
	職員でない役員や役員の親族等に対して、金銭の貸付けを行っていないか		<input type="checkbox"/>
	役員や役員の親族等が、役員等の選任に関して、特別の権限を付与されていないか	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	役員や役員の親族等（その関連する法人を含む。）と不適正な価額で物品の販売等の契約を行っていないか		<input type="checkbox"/>
役員や役員の親族等が関連する企業等に対し、業務内容に比して過大な委託費が支払われていないか		<input type="checkbox"/>	
役員や役員の親族等に対し、その他財産の運用及び事業の運営に関して特別の利益を与えていないか		<input type="checkbox"/>	
4号要件（残余財産を国等へ帰属させること）			
定款（案）等において、解散した場合に残余財産を国等へ帰属させる旨の定めがあるか		<input type="checkbox"/>	
5号要件（経理が適正に行われていること）			
取引の記録と帳簿書類の保存（事業年度終了の日の翌日から2月を経過した日から7年間）が適正に行われているか		<input type="checkbox"/>	
費途が不明な資金がないか（不適正な経理が行われていないか）		<input type="checkbox"/>	
6号要件（法令違反、隠蔽又は仮装、公益に反する事実がないこと）			
法令違反その他公益に反する事実はないか		<input type="checkbox"/>	
帳簿書類に取引の隠蔽又は仮装の事実はないか		<input type="checkbox"/>	

【留意事項】

- このチェックシートは、特定医療法人の承認を受けるに当たった事前審査申出の際、又は、既に承認を受けている場合で定期提出書類を提出する際に、承認要件を満たしているかの自己チェックのためにご活用ください。
- 特定医療法人の承認を受けようとする場合は、申請事業年度及び過去3事業年度において2、3、及び6号要件を満たしているかご確認ください（1号要件は申請の時の直前に終了した事業年度、4号要件は申請事業年度が確認対象となります。）。
なお、平成30年4月1日以後に開始する事業年度から5号要件を満たす必要がありますのでご注意ください。
- ※については、特定医療法人の承認を受けようとする場合のみチェックしてください。
- チェックシートにある承認要件を満たさない場合、又は、満たさなくなった場合は、所轄の国税局（沖縄国税事務所を含みます。）の担当部署までご相談ください。